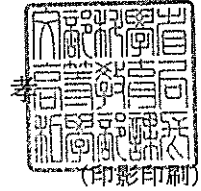


各都道府県私立学校主管課長 殿

文部科学省高等教育局私学部私学助成課長
淵 上



平成29年度私立学校施設整備費補助金（私立学校教育研究装置等施設整備費（私立高等学校等施設高機能化整備費（防災機能強化施設整備事業）））の事業募集について（依頼）

私立学校施設の耐震化等防災機能強化について、「私立学校施設の耐震化等防災機能強化について」（平成28年12月22日付け28文科高第877号）において通知しているとおり、安全性を確保することは、全ての学校施設が備えるべき基本的な条件です。そのため、児童・生徒等の安全を早急に確保するべく、耐震化の促進に向けて最優先で取り組んでいただくことをお願いしてきたところです。

こうしたことから、さらに耐震化等防災対策の推進が図れるよう、標記事業については、先に7月末着手分まで募集を行っておりましたが、下記の範囲にて追加で事業募集を行うこととしました。

事業を申請する学校法人のある都道府県におかれては、添付の様式に必要事項を記載し、必要書類をとりまとめたうえ、御提出いただきますようお願いいたします。

また、申請に当たりましては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）等の法令等及び下記事項を遵守いただきますようお願い申し上げます。

なお、平成30年度の当初予算については、今年度の当初予算と同様に非常に厳しい状況になると見込まれます。そのため、本年6月5日付で実施した需要調査への回答に計上していない事業であっても、今後予定している事業のうち今年度中に前倒して着手可能な事業がないか、改めて検討いただきますようお願いいたします。

記

1. 今回募集する事業

私立学校施設整備費補助金（私立学校教育研究装置等施設整備費（私立高等学校等施設高機能化整備費））交付要綱（平成13年4月1日文部科学大臣裁定）に定める事業のうち、以下に定めるもの

<防災機能強化施設整備事業>

- (1) 耐震補強工事、非構造部材の耐震対策工事及び付帯工事
- (2) 安全管理対策（防犯対策及びアスベスト対策）のための施設工事
- (3) 防災機能強化のための屋外防災施設の設置等

(4) 耐震改築工事及び付帯工事

上記のうち、平成29年7月1日から平成29年10月31日までの間に着手（契約）し、平成29年度中に完了する事業。

※平成29年度の追加募集は秋にも実施する予定です（平成29年11月～平成30年3月着手分を対象）。

※補助金額については、圧縮がかかる可能性がありますので御承知置きください。

2. 計画調書の提出方法及び提出期限

(1) 提出方法：別紙1及び別紙2を参照の上、下記のとおり御提出をお願いします。

①申請一覧（様式1）

本様式は、都道府県において作成し、EメールにてExcelファイルを提出（送信先アドレス：sigakujo@mext.go.jp）してください。

※Eメールを送信する際の件名及びファイル名は以下のとおり記載すること。

件名：【〇〇県】私立高等学校等施設高機能化整備費の計画調書の提出について

ファイル名：【〇〇県】私立高等学校等施設高機能化整備費計画調書一覧

②計画調書（様式3、4、5、6、7及び耐震改築様式2）

記載事項等に不備がないか確認の上、提出期限までに文書で提出すること。なお、計画調書ごとにフラットファイル・クリアファイル等でまとめる必要はなく、申請が多数の場合、都道府県単位でファイルにまとめて提出すること。

(2) 提出期限：平成29年8月28日（月）【必着】【厳守】

※ 計画調書の提出期限は厳守していただきますようお願いいたします。提出期限後に到着した申請書類は受理しない場合もありますので、やむを得ず期限までの提出が困難な場合は、必ず事前に御連絡ください。

なお、交付内定は10月以降を予定しています。下記「4. 留意事項」（1）のただし書きに該当する場合は、交付内定前の事業着手承認申請書も併せて上記期限までに提出してください。

3. 私立学校施設整備費補助金等に係る今後の対応について

私立学校施設の耐震化については、今般の平成29年度予算において対前年度5億円増の経費が計上されるなど、より一層の促進が期待されているところです。しかしながら、一部の学校法人においては、耐震化以外の事業を優先しているといった指摘を各方面から受けているところです。

各都道府県におかれては、学校法人が引き続き耐震化の促進に向けて最優先で取り組めるよう支援いただくとともに、今後、必要に応じて学校法人の事業計画や財務状況等について個別に状況を確認させていただく可能性もありますので、その際には御協力いただきますようお願いいたします。

4. 留意事項

(1) 補助対象は、原則として交付内定後から平成29年10月31日までの間に契約が締結され工事に着手し、平成30年3月31日までに引き渡しを受ける事業とする。

ただし、計画した教育カリキュラムの実施上特定時期の工事整備が不可欠等の合理的理由を有していると認められる場合には、文部科学大臣の承認を経て、交付内定前に事業に着手

することができることとし、当該事業については、計画調書の提出に併せて、事前着手承認申請を行うこと。（内定前の事業着手の可能性がある場合は必ず申請すること。なお、事前着手の承認については、承認後事業を行わなくなったとしても特段取り消しの手続きは不要。）

- (2) 申請に係る各種資料の提出は、所轄の都道府県を経由して提出すること。都道府県以外から文部科学省へ直接資料を送付した場合、受理せず返送します。
- (3) 補助事業の業者選定に当たっては、適正性及び透明性が求められていることから、交付要綱第10条及び「建設工事等に係る補助事業遂行に当たっての留意事項」（別添）に従うこととし、入札等の競争性のある契約方法によること。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助目的の完全な達成を図る観点から、平成14年3月25日文部科学省告示第53号により、財産の処分制限期間を別に定めており、この制限期間中に財産の処分（交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する処分）を行いたい場合は、事前に文部科学大臣の承認が必要となること。
- (5) 増改築・増床工事は、原則として補助対象外とし、新設の学校については、完成年度（卒業生を出す年度）の翌年度から補助対象となる。また、新築（耐震改築事業の対象となる建物を除く）に対する補助、施設の老朽化及び破損等を理由としたものは補助対象外である。
- (6) 補助事業については、国民の税金を原資とする補助金により行われるものであり、その適正かつ効率的な使用はもちろんのこと、使用手続きの透明性を確保することが求められていることから、文部科学省に提出された計画調書その他の文書については、国民からの開示請求があった場合には、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条各号に掲げる情報に該当し、かつ計画調書中で特に非公開希望について言及された部分を除き、公開することとなる。

<参考>

適用法令等

- ① 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）
- ② 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）
- ③ 私立学校施設整備費補助金（私立学校教育研究装置等施設整備費（私立高等学校等施設高機能化整備費））交付要綱（平成13年4月1日文部科学大臣裁定）
- ④ 文部科学省所管の私立学校関係の補助金に係る財産処分承認基準について（通知）（平成26年3月31日26文科高第1080号）
- ⑤ 私立高等学校等施設高機能化整備費及び私立高等学校等IT教育設備整備推進事業費に係る補助事業の交付内定前の事業着手について（通知）（平成23年3月18日22高私助第52号）

【提出先及び問合せ先】

文部科学省高等教育局私学部

私学助成課総括係 笹原、澤田、渡辺

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

TEL：03-5253-4111（内線2579、2544）

FAX：03-6734-3396

E-mail：sigakujo@mext.go.jp